SSUK・14 期校友会規約

(名称)

第1条 本会は、SSUK・14 期校友会(さいたま市シニアユニバーシティ北浦和校第14 期校友会)(以下「会」)と称する

(事務所)

第2条 会の事務所は、本会会長宅に置く

(会員)

第3条 会の会員は、さいたま市シニアユニバーシティ北浦和校第14期・大学及び大学院の卒業生、専科習得者、並びに入会を希望する他期・他校卒業生及び特別会員をもって組織し、第13条に規定する会費を納入した者とする

特別会員とは、SSUK14 期校友会の事業 (クラブ活動も含む) に賛同し、14 期校友会員の推薦により理事会にて承認された校友会員以外の方を称す

2) 会員の帰属

会員は原則として班に属し、班長及び副班長を代表とする。但し、班活動に参加しない会員 及び特別会員は所属するクラブ代表扱いとする

(目的)

第4条 会は、会員相互の親睦と生涯学習の推進を図ると共に社会活動への自主的参加を助成する事を 目的とする

(事業)

- 第5条 本会は、前条の目的を達成するために次ぎの事業を行なう
 - (1) 教養文化に関する事
 - (2) その他目的達成に必要な事業
 - (3) 本年度事業計画は、別途定める

(任務分担)

- 第6条 本会は、事業の円滑推進のため、総務、企画、広報、財務の四委員会を置き次の任務に当たる 各委員会メンバーは、各委員長が必要に応じて各班から適任者を選び理事会の承認を得る
 - (1) 総務委員会.・・総会、理事会及び会の総務に関する事
 - (2) 企画委員会・・学習活動、社会参加活動、レクリエーション活動等の企画に関する事
 - (3) 広報委員会・・HP の発行、管理及び各種広報活動に関する事
 - (4) 財務委員会・・会の財務会計に関する事

(役員)

- 第7条 会に、次の役員を置く
 - (1) 会長1名 本会を代表し、会務を統括する
 - (2) 副会長 若干名 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する 第6条の四委員会の委員長は、副会長が兼務する
 - (3) 理事は、その任務の推進に当たる
 - (4) 監事2名 会の会計を監査し、事業終了後に決算文書を確認し、署名後、総会にて 報告する

(役員の選出)

- 第8条 役員の選出は次の通りとする
 - (1) 会長 副会長は理事の推薦により、総会で承認を受ける
 - (2) 理事は、各班の班長、副班長の2名及び各クラブ代表者1名とする 但し、会長選出班は、1名追加する

- (3) 監事は総会において理事以外の一般会員から選出する
- (4) 会長、副会長は、必ずしも班、クラブの代表者でなくても良い

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない
 - (1) 役員に欠員が生じたとき、出身班若しくは出身クラブから補充する。欠員理事が会長 副会長の場合、理事会で推薦し、臨時総会の承認を受ける。その任期は前任者の残任期 間とする。一般理事の交代は理事会に報告し承認を得る

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び理事会とし、会長が召集する

総会は会員をもって構成し、定期、臨時総会とし次の事項を審議する

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 事業計画、年度予算、前年度の事業計画及び決算
- (3) 役員の承認
- (4) その他必要な事項
 - 1) 定期総会は4月に開催し、臨時総会は、会長または理事の過半数が必要と認めた場合 に開催する
 - 2) 理事会は、理事をもって構成し、必要に応じ開催し、総会に付議する事項及び会の事業運営に必要な事項を審議するほか、総会から付託された事項を執行する
 - 3) 第15条にある連合会、協議会が催す行事などを、全会員に通達する

(会議の充足数と議決)

- 第11条 会議は構成員の過半数がなければ開催する事は出来ない。但し、会議に欠席の場合は、会長、 他理事にその旨を連絡し委任したこととする。また、無断欠席した理事はその会議の全てを議 長に一任したものとみなす
 - (1) 会議の議長は会長とする。なお会長欠席の場合、会長の指名者とする
 - (2) 会議の議事は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長が決す

(クラブ設立)

- 第12条 クラブの設立は、代表者、クラブ員及び活動内容を理事会に報告してその承認を得る
- (1) クラブ参加の構成員は、会の名簿に登録し、第13条にある会費を納めた者とする (会費)
- 第13条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる
 - (1) 会費は、年額 2,000 円/人とし、内 200 円/人は、さいたま市シニアユニバーシティ校友会連合会に納める。尚、徴収した会費は原則返還しないものとする
 - (2) 事業の実施に際し、臨時総会の承認を得て臨時会費を徴収することができる

(会計年度)

第14条 事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

(上部組織への参画:連合会、協議会)

- 第15条 本会は、さいたま市シニアユニバーシティ校友会連合会、及びその傘下の北浦和校協議会 に参加し、加盟する各校友会と連携を図る
 - (1) 連合会理事(1名)、協議会理事(2名)、連合会代議員(2名)は役員から選出する
- 附則 この規約は、平成28年4月2日から施行する 改訂規約は、平成30年4月1日から施行する